



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *8 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (企画総務課)
- 教育委員会規則
 - *3 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
 - *4 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則
 - *5 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 208 電子計算処理用の入力データの作成業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
 - 209 有害図書等の指定 (青少年課)
 - 210 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 211 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 212 生活保護法による介護機関の指定 (")
 - 213 救急診療所の廃止 (医務課)
 - 214 救急病院の認定 (")
 - 215 救急診療所の認定 (")
 - 216 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
 - 217 " (")
 - 218 保安林予定森林 (森林整備課)
 - 219 " (")
- 公告
 - 入札公告 (情報システム課)

規 則

和歌山県規則第7号

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則(昭和43年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

別記様式中「殿」を「様」に、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月3日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県立田辺商業高等学校の項中「和歌山県立田辺商業高等学校」を「和歌山県立神島高等学校」に改め、同表和歌山県立熊野高等学校の項を次のように改める。

和歌山県立熊野高等学校	西牟婁郡上富田町大字朝来670	全日制	総合
-------------	-----------------	-----	----

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条の2関係)

併設型高等学校名	併設型中学校名
和歌山県立橋本高等学校	和歌山県立古佐田丘中学校
和歌山県立向陽高等学校	和歌山県立向陽中学校
和歌山県立田辺高等学校	和歌山県立田辺中学校

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月3日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則(昭和35年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正

する。

第10条第2項中「教諭」の次に「及び講師」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

学校名	位置
和歌山県立田辺高等学校	田辺市学園1番71号
和歌山県立神島高等学校	田辺市文里二丁目33番12号
和歌山県立南紀高等学校	田辺市学園1番88号
和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番地39号
和歌山県立新宮商業高等学校	新宮市佐野1005

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月3日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則(平成16年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

名 称	位 置
和歌山県立古佐田丘中学校	橋本市古佐田四丁目10番1号
和歌山県立向陽中学校	和歌山市太田127
和歌山県立田辺中学校	田辺市学園1番71号

別表第2(第3条関係)

併設型中学校名	併設型高等学校名
和歌山県立古佐田丘中学校	和歌山県立橋本高等学校
和歌山県立向陽中学校	和歌山県立向陽高等学校
和歌山県立田辺中学校	和歌山県立田辺高等学校

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第208号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法

令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、電子計算処理用の入力データの作成業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 業務内容

電子計算処理用の入力データの作成業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 7の(4)に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年3月3日(金)から平成18年3月9日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年3月9日(木)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地

和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年3月7日(火)午後1時30分から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年3月3日(金)から平成18年3月9日(木)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

和歌山市雑賀屋町1番地

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

(ファクシミリ番号 073-428-1136)

6 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年3月9日(木)現在において、次の要件を満たしている者であって、2の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出したものとす。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、競争入札参加者名簿の「データ処理」の登録区分に登録されていること。

8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年3月20日(月)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年3月23日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年3月28日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第209号
和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年2月21日、指定した。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	月刊クリーム 3月号	03299-3	ワイレア出版
月刊誌	お宝ガールズ 3月号	02257-03	コアマガジン
月刊誌	別冊ブラボー 3月号	17969-03	コアマガジン
月刊誌	ブレイクマックス 3月号	18011-03	コアマガジン
月刊誌	ザ・ベストMAGAZINE3月号	14003-03	KKベストセラーズ
月刊誌	関西マンガパラダイス3月号	02203-3	シーズ情報出版
雑誌	@BOOING vol.17	15544-03	曙出版
月刊誌	メルフレボンバー 3月号	08513-03	KKベストセラーズ
月刊誌	シティヘブン関西版3月号	14273-3	ダブリュオウコーポレーション

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第210号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃止年月日
有市訪2-13	有限会社田中ケアサービス	有田市宮崎町359番地2	訪問看護ステーションたなか	有田市古江見69番地内	平成15.10.14

和歌山県告示第211号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。
平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日

有市訪 25-17	有限会社田中ケアサービ ス	有田市宮崎町359番地2	訪問看護ステーションた なか	有田市辻堂35-13	平成 18.1.31
--------------	------------------	--------------	-------------------	------------	---------------

和歌山県告示第212号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定に
より介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
有限会社田中ケアサー ビス	有田市宮崎町359-2	訪問看護ステーションた なか	有田市辻堂35-13	訪問看護	平成 18.1.31
有限会社岡正	海南市重根831	オスカーケアセンター	海南市重根831	訪問看護	平成 18.1.1
有限会社スカイ	東牟婁郡那智勝浦町朝 日2-244	スカイ薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝 日2-244	居宅療養管理指 導	平成 12.1.14
社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1 408-4	社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会美里訪問介 護事業所	海草郡紀美野町神野市場 336	訪問介護	平成 18.1.4
社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1 408-4	社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会美里居宅介 護支援事業所	海草郡紀美野町神野市場 336	居宅介護支援	平成 18.1.4
社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1 408-4	社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会野上訪問介 護事業所	海草郡紀美野町下佐々14 08-4	訪問介護	平成 18.1.4
社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1 408-4	社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会野上居宅介 護支援事業所	海草郡紀美野町下佐々14 08-4	居宅介護支援	平成 18.1.4
社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1 408-4	社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会通所介護事 業所	海草郡紀美野町下佐々14 08-4	通所介護	平成 18.1.4

和歌山県告示第213号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2
条第2項の規定に基づき、次の救急診療所から廃止の届出が
あったので告示する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	救急業務廃 止年月日
医療法人三車会 那賀リハビリテーショ ンクリニック	紀の川市貴志川町丸栖1 423-3	平成 17.12.31

医療法人三車会 那賀リハビリテーショ ン病院	紀の川市貴志川町丸栖1 423-3	平成 21.1.25
------------------------------	----------------------	---------------

和歌山県告示第215号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1
条第1項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定した。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有効期限
医療法人辻秀輝整形外 科	海南市名高178-1	平成 21.2.3

和歌山県告示第214号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1
条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有効期限

和歌山県告示第216号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭
和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年2
月26日から平成18年4月26日までの間の60日間、貸金業の
業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除

く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成18年2月23日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 イチマス商事
- 2 氏名 武田美喜枝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1187番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01362号
- 5 登録年月日 平成15年6月25日

和歌山県告示第217号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年2月25日から平成18年4月10日までの間の45日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成18年2月21日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 折戸金融
- 2 氏名 折戸信子
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地四丁目1番地の1
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01379号
- 5 登録年月日 平成15年11月18日

和歌山県告示第218号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高野字下地2の1、3の1、5、大字小匠字根松1309の1、1310の1、1311、1312の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第219号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字印南原字瀧之口463の1、字滝之口489・492(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、490、491、大字崎ノ原字横出437の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字瀧之口463の1・字横出437の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に据え置いて縦覧に供する。)

公 告

入札公告

電子計算処理用の入力データの作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度及び事業番号
 - 平成18年度コ運第1号
 - (2) 業務内容
 - 電子計算処理用の入力データの作成業務

<p>(3) 業務委託の内容 入札説明書による。</p> <p>(4) 業務履行の場所 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課</p> <p>(5) 履行期間 平成18年4月3日から平成19年3月31日まで</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成18年和歌山県告示第208号に規定する電子計算用の入力データの作成業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課</p> <p>(2) 日時 平成18年3月3日(金)から平成18年3月9日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年3月9日(木)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 事業説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 日時 平成18年3月7日(火)午後1時30分から</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 入札日時 平成18年4月3日(月)午後1時30分から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p>	<p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年4月3日午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法</p> <p>(1) 入札金額は、レコード単価においてすること。</p> <p>(2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もるレコード単価の入札金額に200,000を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、その者の見積もるレコード単価の入札金額に200,000を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された</p>
--	--

者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報
システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを
した者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある
ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和
歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを
引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が
ないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合にお
いて、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合に
おいて、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定す
る日時に入札の場所に参加していないものは、第2回以
降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
 - イ 所在地
和歌山市雑賀屋町1番地
郵便番号 640-8249
電話番号 073-432-5655
(ファクシミリ番号 073-428-1136)
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成18年2月和歌山県議会において、平
成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、
中止、延期又は変更するものとする。